

## 国保税の 軽減について

世帯主および加入者の前年の所得合計が一定の基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減率は世帯の前年の所得状況で判定するので、世帯内に令和4年分の所得申告をしていない方がいる場合は国保税の軽減ができません。

なお、国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までにある方）は、均等割額の2分の1を軽減します。すでに上記の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1を軽減します。

国保税が軽減となる判定の基準	軽減割合	判定の基準（世帯の前年所得合計額が下記以下の場合）
	7割	43万円 + {10万円 × (一定の給与・年金所得者の数 - 1)}
	5割	43万円 + (29万円 × 加入者数) + {10万円 × (一定の給与・年金所得者の数 - 1)}
2割	43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (一定の給与・年金所得者の数 - 1)}	

※軽減に該当する場合は、納税通知書に軽減額が記載されています。

### 国保税や医療費の一部負担金の減免について

天災や収入の減少など特別な理由により、国保税や医療費を支払うことが困難な場合、申請により、減免を受けることができます。国保税の減免の申請期限は、各納期限日の7日前です（今年度の第1期分の申請期限は7月24日(月)です）。国保税については税務課市民税班へ、医療費については市民課国保年金班へご相談ください。

- 問 国保税の課税に関すること  
税務課市民税班 (☎ 55-8094)
- 問 国保税の納付に関すること  
税務課納税班 (☎ 73-2118)
- 問 国保税の納税相談について  
税務課徴税班 (☎ 72-7585)
- 問 医療費と被保険者証に関すること  
市民課国保年金班 (☎ 55-8164)

## info 04 「二十歳を祝う会」開催 ～新たな門出へ～

二十歳を迎えられた皆さんへの祝福と激励を込めて、「二十歳を祝う会」を開催します。

- 対象 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方のうち、次の①～③のいずれかに該当すること
  - ①市内に住民登録があること
  - ②平成30年3月時点において市内に住んでいたこと
  - ③平成30年3月に市内の中学校を卒業したこと
- 期 日 8月15日(火)
- 場 所 湯沢文化会館
- 式 典 午後3時15分から
- 記念行事 式典終了後
- その他



市ホームページ

- ▷7月中に対象者宛てに案内を送付します。
- ▷ご来場になれない方へライブ配信を行います。
- ▷最新の情報は、市ホームページに随時掲載します。

問 生涯学習課社会教育班 (☎ 73-2163)

## info 03 緑化活動を応援！ 苗木などの 助成を行います

湯沢市緑化推進協議会では、公共施設や町内の公園、学校、街路などの環境緑化活動を実施する団体に対し、苗木購入費など事業費の一部を助成します。

なお、希望団体が多数の場合は、新規の団体を優先します。

※個人活動や私有地への緑化は対象となりません。

■申込み 8月25日(金)まで下記へお電話ください。



問 湯沢市緑化推進協議会  
(農林課林務班内 ☎ 55-8569)